

加古川市地域福祉計画策定委員会	
第1回(R8.7.2)	参考資料②

加古川市地域福祉計画策定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市地域福祉計画策定委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、委員長が開催場所等の収容人員等を勘案して定める。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始予定時刻の10分前までに、その旨を申し出なければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が前条の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

(傍聴のために立ち入ることができない者)

第5条 次に掲げる者は、傍聴のために立ち入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により会議の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員長が議事の進行上に支障があると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発し、騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 写真、動画等の撮影、録音等をしないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場するものとする。

（傍聴人への指示）

第8条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人が、この要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、当該傍聴人に対し、必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対し、会議からの退場を命ずることができる。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和8年6月11日から施行する。